

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域において浄化槽を維持管理している者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則(平成22年近江八幡市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平29告示241・一部改正)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の23第1項により定められた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域及び農業集落排水施設事業実施採択決定区域以外の地域並びに下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域において、集落単位で構成された浄化槽面的整備事業を実施した浄化槽維持管理組合(以下「管理組合」という。)であって、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 対象となる浄化槽は、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

ア 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定による届出の受理書の交付又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認を受けていること。

イ 浄化槽法第4条第1項の規定及び近江八幡市浄化槽取扱要綱(平成22年近江八幡市告示第232号)の規定による構造基準に適合していること。

ウ 浄化槽の継続的な使用が認められること。

(2) 対象となる管理組合及びその組合員は、浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査の受検並びに同法第10条の規定による浄化槽の維持管理を行うこと。

(3) 対象となる建物は、住宅及び自治会館とし、集中浄化槽は、対象としない。

(4) 管理組合は、規約等を制定していること。

(平24告示46・令4告示81・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、管理組合を構成する浄化槽の基数に基づき、別表に掲げる額を限度とする。ただし、浄化槽法第7条及び第11条に定める検査並びに同法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃を実施していない浄化槽は、補助金の交付対象としない。

(令4告示81・一部改正)

(補助金の交付期間)

第4条 補助金を交付する期間は、補助金の対象となった年度から下水道使用料が改定されるまでの間とする。ただし、年度の中途において下水道使用料が改定された場合は、当該改定の日属する月の前月までの期間を補助の対象期間とし、その補助金の額は、月割計算した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

(平23告示27・全改、平24告示267・平29告示241・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする管理組合(以下「申請者」という。)は、近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業概要書(別紙1)

(2) 浄化槽設置者名簿(別紙2)

(3) 設置場所の位置図

(4) その他市長が必要と認める書類

(平29告示241・令8告示31・一部改正)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、補助金の交付を適当でないと認めたときは近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金却下決定通知書(別記様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(平29告示241・一部改正)

(補助金の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定の通知を受けた後、第5条の規定による申請の内容を変更する場合又は申請の内容を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金変更申請書(別記様式第4号)により、市長の承認を受けなければならない。

(平29告示241・一部改正)

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 維持管理の実績を証する書類の写し
 - (2) 維持管理に要した経費を証する書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (平29告示241・一部改正)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金交付確定通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(平29告示241・一部改正)

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該補助金の交付を請求する場合は、近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平29告示241・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (平29告示241・一部改正)

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(平29告示241・一部改正)

(状況の確認)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、浄化槽の維持管理の状況を確認することができる。

(令4告示81・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示241・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱(平成20年近江八幡市告示第32号)の規定によりされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

(要綱の失効)

3 この要綱は、滋賀県自治振興交付金実施要綱(平成21年4月21日施行)が廃止された日に、その効力を失う。

(平24告示267・一部改正)

付 則(平成22年告示第420号)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則(平成23年告示第27号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年告示第46号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

付 則(平成24年告示第267号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(平成29年告示第241号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和4年告示第81号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和8年告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

(令4告示81・旧別表第2・一部改正)

人槽区分	限度額(1基につき)
5～50人槽	20,000円